

16歳以上の方! (↑)

自転車の交通違反に 反則金!

※令和8年4月1日から

青切符(反則通告制度)とは?

軽微な交通違反をしたとき、
「反則金」を納めれば刑事手
続に移行しないで事件が終結
される。



青切符...見本



即!! 青切符交付の対象となる違反の一例

携帯電話使用等(保持)

ながらスマホ
(通話・画像注視)



反則金
12,000円

遮断踏切立入り

- ・警報器が
鳴っている間
- ・遮断機が
閉じようと
しているとき



反則金
7,000円

自転車制動装置不良

- ・ブレーキなし
- ・ブレーキ故障
(前輪又は後輪でも)



反則金
5,000円

刑事手続 赤切符交付の重大な違反の一例

違反により交通事故を
起こした場合も

飲酒運転



アウト!

罰則

酒酔い
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金
酒気帯び
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

あおり運転



アウト!

罰則

3年以下の拘禁刑
又は50万円以下
の罰金

ながらスマホで 交通の危険を生じさせた



アウト!

罰則

1年以下の拘禁刑
又は30万円以下
の罰金

こんな
ケースは

基本的には現場で指導警告ですが...

青切符交付の対象になります。

ケース
1

違反を行う → 交通事故の危険が高まる → 青切符交付の対象



歩道徐行等義務違反

反則金

3,000円

交通の危険を生じさせるとは？

歩行者を立ち止まらせるなど、歩行者の通行を妨げることをいう。

歩道を通行できる場合



- ・道路標識・道路標示があるとき
- ・13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方
- ・車道又は交通状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないとき

ケース
2

違反を同時に2つ以上 → 交通事故の危険が高まる → 青切符交付の対象



信号無視

反則金

6,000円

どちらの違反が適用される？

交通事故に直接的に関係する違反が適用される。このケースでは、信号無視が適用される。

車道進行時



車道通行時の例外



横断歩道進行時



「車両用信号」に従い、停止線で止まる

「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、「歩行者専用信号」に従い、停止線で止まる

「歩行者専用信号」に従い、交差点の直前で止まる

ケース
3

指導警告を受ける → 指導警告に従わない → 青切符交付の対象



指定場所一時不停止

反則金

5,000円



**右側通行
(通行区分違反)**

反則金

6,000円

詳しくは
こちらをチェック！



県警ホームページ
自転車のルールブック

自転車保険の加入を！

自転車の交通事故での高額損害賠償事故例も発生しています。

損害賠償額 ▶ **9,521万円**

親に損害賠償命令！

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地裁H25.7.4判決)

万が一に備えて、自転車保険に入りましょう！

ヘルメットの着用を！

自転車の交通事故で亡くなった方の多くは頭部に致命傷を負っています。



頭を守るヘルメットを着用し、命を守りましょう！

自転車運転者講習

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上検挙され又は、交通事故を起こしたとき、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

受講時間 **3時間**

手数料 **6,150円**

